

平成 27 年

第 3 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 27 年 8 月 26 日開会

柳泉園組合議会

平成27年第3回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	1
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	3
・諸般の報告	3
・行政報告	4
・報告第1号（上程、説明、質疑）	2 4
・平成27年度柳泉園組合行政視察の実施について	2 5
○閉 会	2 6

平成27年第3回
柳泉園組合議会定例会会議録

平成27年8月26日 開会

議事日程

1. 会期の決定
 2. 会議録署名議員の指名
 3. 諸般の報告
 4. 行政報告
 5. 報告第1号 平成26年度柳泉園組合繰越明許費繰越計算書について
 6. 平成27年度柳泉園組合行政視察の実施について
-

1 出席議員

1番 島崎清二	2番 関根光浩
3番 村山順次郎	4番 後藤ゆう子
5番 藤岡智明	6番 桐山ひとみ
7番 鈴木たかし	8番 小西みか
9番 渋谷けいし	

2 関係者の出席

管理者	並木克巳
副管理者	渋谷金太郎
副管理者	丸山浩一
助役	森田浩
会計管理者	田之上真
清瀬市都市整備部参事	佐々木秀貴
東久留米市環境安全部長	小林尚生
西東京市みどり環境部長	松川聡

3 事務局・書記の出席

総務課長	新井謙二
------	------

施設管理課長	千葉善一
技術課長	佐藤元昭
資源推進課長	宮寺克己

書記	横山雄一
書記	小林光一
書記	押切悦子
書記	本間尚介

午前10時00分 開会

○議長（渋谷けいし） おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまより平成27年第3回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（渋谷けいし） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、8月19日に代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります島崎清二議員に報告を求めます。

○1番（島崎清二） おはようございます。

去る8月19日（水曜日）、代表者会議が開催され、平成27年第3回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

平成27年第3回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、8月26日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程としましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行い、報告の終了後に質疑をお受けいたします。

次に、「日程第5、報告第1号 平成26年度柳泉園組合繰越明許費繰越計算書について」の報告を行い、最後に「日程第6、平成27年度柳泉園組合行政視察の実施について」を行います。

以上で本日予定された日程が全て終了となり、第3回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。

どうぞよろしく願いたします。

○議長（渋谷けいし） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りとし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（渋谷けいし） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第7番、鈴木たかし議員、第8番、小西みか議員、以上のお二方をお願いをいたします。

○議長（渋谷けいし） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付しております書類に記載のとおりでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（渋谷けいし） ここで、資料要求について御報告をいたします。

今定例会に関して、申し合わせに定める期限までに資料の要求がございましたので、職員に配付をさせます。詳細については一覧表を御参照いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

〔資料配付〕

○議長（渋谷けいし） 配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（並木克巳） 皆さん、改めましておはようございます。本日、平成27年第3回柳泉園組合議会定例会の開会に当たり、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

各市とも第3回定例会の開催を控えまして、お忙しい中、議員の皆様におかれましては、本日の定例会に御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日の定例会におきましては、行政報告では、5月から7月までの主な事務事業について御報告申し上げます。

また、本日御報告申し上げます事項が1件でございます。御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、第3回定例会の開会に当たりまして御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（渋谷けいし） 「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（森田浩） それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成27年5月から平成27年7月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。1、庶務について、（1）事務の状況についてでございますが、柳泉園組合周辺自治会定期協議会を東久留米市においては5月11日に、東村山市におきましては13日にそれぞれ開催し、その中で平成26年度における組合の施設管理運営、また、放射性物質濃度測定結果等について御報告を申し上げ、御理解をいただいたところでございます。5月15日には関係市で構成いたします事務連絡協議会、また18日には管理者会議を開催し、平成27年第2回柳泉園組合議会定例会の議事日程（案）等について協議いたしました。

続きまして、（2）の見学者についてでございますが、今期は11件、690人の見学者がございました。このうち、小学校の社会科見学が8件、620人でございます。

次に、2ページの3、ホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございます。御参照いただきたいと思います。

次に、4、ごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございます。御参照いただきたいと思います。

次に、5、監査についてでございます。両監査委員において5月12日及び7月14日に例月出納検査が行われました。

次に、6、契約の状況につきましては、今期は7件の工事請負契約と1件の委託契約を行っております。詳細につきましては行政報告資料に記載してございます。なお、参考に今回から前年度の契約欄を新たに追加してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページのごみ処理施設関係でございます。

初めに、1、ごみ及び資源物の搬入状況でございます。今期の構成市のごみの総搬入量は、表4-1に記載のとおり1万8,613トンで、これは、昨年同期と比較しまして、529トン、2.8%の減少となっております。

内訳といたしましては、可燃ごみは、4ページの表4-2のとおり1万6,708トンで、昨年同期と比較いたしますと565トン、3.3%の減少でございます。不燃ごみは、表4-3のとおり1,818トンで、昨年同期と比較いたしますと34トン、1.9%の増加でございます。粗大ごみは、5ページの表4-4のとおり87トンで、昨年同期と比較いたしますと2トン、2.4%の増加となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

次に、表4-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、6ページの表5-1及び表5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、7ページの表5-3につきましては、動物死体の搬入状況でございます。

続きまして、8ページの表6は、缶類等の資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は1,876トンで、昨年同期と比較いたしますと31トン、1.6%の減少となっております。

次に、8ページ、2、施設の稼働状況でございます。

まず、柳泉園クリーンポートの状況でございますが、5月に2号炉の定期点検整備補修及びごみ・灰クレーンの定期点検整備を行いました。また、1号炉、3号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定を実施しております。さらに、周辺自治会等の皆様の立ち会いをいただきまして、排ガス中のダイオキシン類測定を実施しております。また、6月には2号炉の定期点検整備補修が完了しております。また、1号炉及び2号炉の排ガ

ス中のばい煙測定、下水道放流水測定及び工場内の作業環境ダイオキシン類測定を実施しております。さらに、7月には、2号炉及び3号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定を実施しております。また、周辺自治会等の皆様の立ち会いのもと、排ガス中のダイオキシン類測定を実施しております。

なお、7月におきましては、特に消石灰の定量供給装置に係るインバータが故障したことで、消石灰の供給ができなくなりました。このため、稼働中の2号炉及び3号炉をやむなく停止いたしました。そのため、厚生施設への蒸気の供給及びタービンの発電機を2日間停止いたしました。故障の原因でありますインバータを交換し、現在は順調に稼働しております。

また、放射能関係の測定につきましては、焼却灰等の放射性物質濃度測定及び排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果につきましては、11ページの表11-1から12ページの表11-3に記載しております。

続きまして、9ページの表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございます。クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は1万8,206トンで、昨年同期と比較いたしますと523トン、2.8%の減少となっております。

また、10ページの表8から11ページの表10は、ばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流水の各種測定結果等を記載しております。それぞれ排出・排除基準に適合いたしております。

続きまして、12ページの(2)不燃・粗大ごみ処理施設でございます。6月に定期点検整備補修、バンカー架台補修及びバグフィルター清掃を実施しております。7月には引き続き定期点検整備補修を実施し、施設は順調に稼働しております。

次に、表12の粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃・粗大ごみの処理量は1,905トンで、昨年同期と比較いたしますと36トン、1.9%の増加となっております。

続きまして、13ページの(3)リサイクルセンターでございますが、7月に缶系列アルミ選別機マグネットプーリーの修理及び定期点検整備補修を実施しております。施設は順調に稼働しております。

次に、表13のリサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は1,876トンで、昨年同期と比較いたしますと31トン、1.6%の減少となっております。

続きまして、14ページでございます。3、最終処分場についてでございますが、引き

続き焼却残渣は東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出しております。今期は2,254トンで、昨年同期と比較しますと188トン、7.7%の減少となっております。搬出状況につきましては表14に記載のとおりでございます。

次に、4、不燃物再利用状況についてでございます。不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラス等につきましては、埋め立て処分をせず、固形燃料化や路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては表15に記載のとおりでございます。

続きまして、15ページのし尿処理施設関係でございます。今期のし尿の総搬入量は274キロリットルで、昨年同期と比較いたしますと45キロリットル、14.1%の減少となっております。表16-1から表16-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、16ページの2、施設の稼働状況でございますが、今期は7月に定期点検整備補修及び貯留槽清掃を実施しております。その後、施設は順調に稼働してございます。

次に、表17のし尿処理施設における下水道放流水測定結果でございますが、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、17ページの施設管理関係、1、厚生施設についてでございますが、各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、テニスコートは10.2%、室内プールは2.5%、浴場施設は0.8%、それぞれ利用者が増加しております。野球場につきましては3.2%減少してございます。また、先ほど御報告いたしましたとおり、クリーンポートの焼却炉が全炉停止し、蒸気供給がなされなかったため、室内プール及び浴場施設を7月20日、21日の2日間、臨時休業いたしております。各施設の利用状況につきましては、表18-1及び表18-2に記載のとおりでございます。また、各施設の使用料の収入状況につきましては、18ページの表19に記載のとおりでございます。

次に、(3)施設の管理状況でございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表20及び19ページの表21に記載してございます。それぞれ測定結果の数値につきましては、基準に適合いたしております。

最後に、前回の行政報告の際に御要望のありました「厚生施設プール棟大規模改修工事に係る今後の予定について」を資料として添付させていただいておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

○議長（渋谷けいし） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたしますが、質疑・答弁は簡潔、明瞭にお願いいたします。

○3番（村山順次郎） まず、資料を御用意いただきましてありがとうございます。この7月19日、20日のトラブルと言っていると思うのですが、それについてお聞きしたいと思います。

運転日報等も拝見しておりますが、もう一度ちょっと御担当の方からトラブルの性格というか、経過というか、時系列的にどう起こってどう復旧していったのかということ、運転日報もちょっと眺めながら聞かせていただきたいと思いますが、問題が発生してから正常に運転が回復するまでの大まかな経過、流れを御説明いただきたいと思います。

2点目は、こういう場合、一般的にやはり原因究明、なぜそういうことが起こったのかということを考えるべきだと思いますが、現段階で発生した理由というのがどういうものか、把握されている範囲で御説明をいただきたいと思いますが、原因がわかりますとそれに対応して再発防止等、同じようなことが起こらないように何らかの手だてをとっていかれるものだと思いますが、その点のお考えをお聞きしたいと思います。

3点目は、この件についての市民への情報提供のあり方のところなのですが、私が知る限りなんですが、クリーンポート側、つまり焼却炉側の技術的なインフォメーションというのでしょうか。こういうトラブルが起きました、現段階ではこういう原因で起こったんだろと思われるという、そういう情報発信というのはホームページ等ではなかったのかなと思っております。クリーンポートを運営していく以上、大小さまざまなトラブルは起こり得るわけでありまして。どの程度のトラブルの際にどういう情報提供を市民に向けてすべきなのかというのは、まだあまり議論が尽くされていないわけですが、一方で厚生施設の臨時休業を伴うトラブルでありましたから、技術的な側面からこういうことが起こって現在はこういう対応をしていますということは、ホームページ等で市民にお知らせすべきではないかなと思いますが、私が知らないところでちょっと対応があったのかもしれないので、どういう対応をされたのかということと、トラブルが起こった際の市民への情報提供のあり方について、お考えをお聞きしたいと思います。

4点目は、厚生施設も臨時休業になったということでありまして、利用者への影響というのも少なからずあったと思いますので、そちらからの声なんかも含めて、厚生施設側からの対応経過をお聞きしたいと思います。

それで、7月19日の問題以外に少し1点だけお聞きしたいのですが、厚生施設

の大規模改修の件なんです、前回もほぼ同様の御質問をしているのですけれども、せっかくの大規模改修の機会ですので、利用者や周辺住民の皆さんの御要望、意見をよく取り入れていただくべきだと私は常々申し上げているところなのですが、その面での、例えばいろいろ利用者の声を聞く機会というのはもう既にこれまでもされているのだと思うのですけれども、そういうものはどのようにお考えなのか、前回もちょっと質問していますので、その後、特に何か取り組みがあったのであれば、その経過をお聞きしたいと思います。あと、周辺自治会の協議会も開催をされていて、当然この大規模改修をやりますという情報提供は自治会の皆さんにもされていると思うので、その際、それについてどのような質問や要望があったのか、あったとすればどういう内容だったのか、大まかで結構ですので教えていただきたいと思います。4点か5点になるかと思いますが、よろしく願いいたします。

○技術課長（佐藤元昭） 今回お配りいたしました資料について御説明をさせていただきます。

まず、1ページをめくっていただきまして、「運転係日誌」の7月19日分をごらんください。

トラブルが起きたのが、2つに分かれている表の上が1直、下が2直ということで、2直は夜勤なんです、20時半に1直と2直の引き継ぎが終わって間もなく、20時34分に「定量供給装置異常」というアラームが中制のほうで鳴りました。それは何が原因かというのはわかりませんので、現場の制御盤を確認しに行き、ふたをあけて中身を見ると攪拌機のインバータが停止していたということです。何回かりセット、再起動を繰り返して運転できるよう試みたんですが、それでも動かないということで、急遽停止することになりました。そのときのインバータなんです、インバータ上に表示されるところがありまして、そこにどういう異常でとまったかということが表示されます。そこには「OC1」という文字が表示されておりました。「OC1」は何かというと、「過電流でとまりましたよ」ということです。その結果、運転係のほうでは対応できないため、こちらにも書いてあるとおり、2号炉を21時22分、3号炉を21時40分にそれぞれ停止をかけてあります。停止をかけた結果、蒸発量がとれないために、2時35分にタービンを停止しております。

次をめくっていただけますでしょうか。7月20日の運転係日誌になります。

1直において、前日の夜勤で2号炉、3号炉をとめたことによる埋火作業を引き続き

20日の1直で行っているところでございまして、停止中に蒸気がなくなったため、厚生施設行きの蒸気バルブを「閉」にしてございます。完全停止いたしましたのが、3号炉につきましては16時、2号炉につきましては16時2分に停止しております。その間に、停止した前日の夜勤者から整備係の係長に連絡があり、整備係長のほうでその状況を確認し、原因、事由を考えたところ、2点考えられました。それは、攪拌機のモーターに係るベアリングの故障、もしくはインバータのそもそもの故障。過電流ということは瞬時に大量の電流が流れるということで、ベアリング等が壊れていてモーターが回らない場合にも起こります。インバータ自体が故障したときもそういうことが考えられたため、業者に連絡をしたのですが、あいにく20日が「海の日」ということで祝日でしたので、作業員の手配はつかず、21日に対応できるということで21日に対応するように依頼しております。

次をめくっていただきまして、運転係日誌の7月21日をごらんいただきたいと思えます。

21日の1直におきまして、右側のほう、連絡事項の下から2番目と一番下にそれぞれ「消石灰攪拌機の減速機のベアリング交換作業」。その次に、一番下ですが、「消石灰攪拌機のインバータ交換作業」ということが書いてあります。順番でいきますとこのとおりで、ベアリングを交換したんですが、やはり過電流でとまるということで、インバータを交換いたしました。インバータを交換したところ、電流値が下がり、通常運転できるようになったために、下から3段目、「3号炉の立ち上げを17時より開始」いたしました。

続きまして、2直夜勤者のほうで、2号炉の立ち上げを21時より開始しております。3号炉が夜中、22日の早朝ですが、3時57分に立ち上げが完了し、また2号炉も朝の8時に完了したということでございます。

なぜこういうことが起こったかと申しますと、このインバータが竣工以来一度も交換していないもので、ことしの10月の定期点検整備補修で交換する予定ではあったが、交換していなかったため、インバータが経年劣化による故障をして停止することになってしまったということでございます。

再発防止ということですが、やはり15年、クリーンポートも稼動してしまっていて、小さなトラブル等は多々あります。その中で、過去からの経験で予備品として持てるものは予備品として持ち、すぐ対応できるように備えているということでございまして、今回のインバータも中古なんですけど、過去に交換したものを使えるので予備品として備えておりま

した。そのため、迅速に交換することができたということです。本来、このインバータの新品を頼むとなりますと、受注生産のため、2週間から3週間の納期がかかるということでございます。そのようなことも含めまして、持てるものに関しましては予備品を備えておくようにということで、過去から整備係のほうで対応できるように準備はしているということでございます。

また、今回とまったことについての市民への報告ということですが、この2日間とまったことに対してクリーンポートといたしましては、ごみの受け入れは全て対応できるということで、市民等への周知はいたしておりません。これが長引くようであれば、当然何らかの形で、関係者はもちろんのこと、市民の方たちにもお知らせしなければいけないのかなと思っておりますが、今回に関しましてはそういうことで、市民への報告は行っておりません。

技術課からは以上です。

○施設管理課長（千葉善一） 続きまして、全停に伴います厚生施設の経過と対応について御説明させていただきます。

焼却施設の停止に伴いまして、蒸気の供給が受けられない状況の中で、7月20日、月曜日の「海の日」と、21日、火曜日の2日間につきましては、室内プールと浴場施設の両施設につきましては臨時休業いたしました。利用者に対する臨時休業の対応の方法ですが、20日の月曜日朝8時にはある程度の原因がわかっておりましたので、ホームページの中では「設備故障に伴う休業案内」ということで掲載を行っております。そして、厚生施設の自動ドアの前に立て看板があるのですが、その看板には「臨時休業」といった掲示を行っております。さらに、交通整理の誘導員2名と、事務所の受付がおりますので、「蒸気の供給停止に伴います休業」という説明などを行うことで、来られた市民の方には対応を行っております。

また、7月22日、水曜日の7時半には、蒸気が来ておりましたので、確認を行った後、ホームページの中に「営業のお知らせ」ということで掲載することで対応いたしております。突然の休業ということで、知らずに来られましたお客様、利用者の方々に対しましては、大変な御迷惑をおかけした中で、看板による掲示案内と、また、誘導員によります説明対応に努めておりましたけれども、看板だけを見て帰られた利用者の方に対しまして、十分な説明ができなかったことについての反省を踏まえまして、臨時休業の際には、これから統一した説明内容による対応をもって市民対応を行いたいと思っております。

次の御質問でございますが、今回の大規模改修にかかわります利用者の要望の経過と、その反映と取り組みにつきましては、従前から簡単に御説明させていただいておりますけれども、各施設に「要望書」という用紙と、箱を置いてありますので、プール施設、浴場施設、テニスコート、全ての施設に、利用されるお客様からの要望があれば、対応できるものについては対応しております。今回の改修工事につきましては、やはり施設が古いということで、利用者の方からは、どうしても冬場においては更衣室が寒いというお声もでございます。また、どうしても段差がありますので、少し利用しにくいということもございますので、そのようなことも踏まえまして今回の大規模改修の中で、平成26年度の基本計画では、設備、建屋の改修をメインにある程度の現状維持、そして高齢者や障害のある方々、幼児などの方々が利用しやすい機能を備え、なおかつ今後20年を見据えた形での計画内容となっております。そのような形で取り組んでおります。

そして、今回のこのような情報についてですが、今回の行政報告にも記載してございますが、5月の11日と13日、周辺自治会の定期協議会の中でもそのような情報の説明をしております。実際には、先日、事務連絡といった形で3月13日にいろいろと資料を配付させていただいておりますが、金額的な面は別として、平成29年度の4月に向けまして、リニューアルを行うこと、工事内容、そして工期も含めて、概要ではございますが、御説明をさせていただいております。その中で、要望ということですが、そのような希望、意見もございませんでしたので、ある程度説明をさせていただいて終了となっております。

○3番（村山順次郎） ありがとうございます。

最後の厚生施設の大規模改修の件ですけれども、自治会協議会の経過は了解をいたしました。私も、厚生施設の事務所の前に比較的小さなポストが設置してあって、要望書を入れられるものがあることは承知しておりますが、例えばその近くに「28、29年度に大規模改修を行います」と。実施設計をやっているタイミングなので、ちょっと遅きに失している感もありますが、そこにそういう機会もありますので、利用されている方にこういう改善をしてほしい、あるいはこういうものをつけ加えてほしい、できることとできないことはもちろんあると思いますが、そういう御意見を募るような掲示をして、さらにそういうものを集めていく。ごく消極的に言えばの話ですけれども、そういう工夫もしていただきたいと思いますし、大規模改修をすることによって、例えば更衣室を温かくするとか、バリアフリーにするとか、そういうことは既に御検討なんだとは思いますが、できるだけ利用者の声を把握するようにしながら検討を進めていただきた

いということは重ねて要望したいと思います。

それで、厚生施設側の7月19日のトラブルの対応というのは理解をいたしました。私のほうにも、7月19日に厚生施設を利用しようと思っていらした方からちょっと御意見をいただきまして、「臨時休業」、以上おしまいという掲示だけだったということで、何で臨時休業なのかわからないというお声もいただきまして、既に御答弁いただいておりますので要望にしたいと思いますけれども、こういう理由で臨時休業なんだということは、あまり起こってほしいことではありませんけれども、その際は御配慮を、お休みの日でしたからなかなか臨機応変な対応というのが難しかったんだろうとは思いますが、要望したいと思います。

それで、事故というかトラブルという言い方をしておりますけれども、そのものの原因究明と再発防止ということで、今回は幸運にもというか、そのために備えていらしゃったんだと思うのですが、予備品があって、その予備品がぴたっとはまって、それ自体が問題解決をすることができて、休日に発生をしたにもかかわらず比較的早く復旧に至ったということはよかったことだなと思いますが、裏を返せば、例えば竣工からもう15年経過しておりますから、別の部分の別の部品が壊れて、そのときにその部品がなかったらということも一方では考えていけないといけないことだと思います。それぞれの部品の手配にかかる時間ということもにらみながら、ここのこの部品が壊れたらどうなのかということも想定をしながら、あらかじめとれる手だてということは検討していただきたいと思います。

それで、ちょっと素朴な疑問なんですが、2号炉、3号炉の停止ということで運転日報には書かれているのですが、1号炉はトラブル発生時は動いていなかったということはいのかどうか確認をさせていただきたいということと、あとは、ちょっと図面を見せてもらっているのですが、これは御説明があったのかもしれませんが、基本的には消石灰というのは、多分バグフィルターとかその辺で何か役割を持っているのだと思うのですが、どういうところに働くものだったのかと。ほかの部分も、いざ壊れると全炉停止に至る部品とそうではない部品というのがあると思うのですが、ここの部品がインバータが壊れたから全炉停止に至ったということですが、3炉あるんだから3個インバータがあるのかなという想像もするんですが、消石灰とそのインバータの役割と、全炉停止せざるを得なかった理由というのをもう少し教えていただきたいと思います。

再質問の2点目なんですが、市民への周知のことなんですけれども、確かに家庭ごみの

収集業務に対する影響はなかったということは事実としてそうだと思います。一方で、数がどうだったかというところはわからないかもしれませんが、通常営業すべき厚生施設が臨時休業せざるを得なかったという影響も一方ではあったわけでありまして、また、例えば厚生施設側で何らかの説明を行いたいと思ったとしても、その瞬間、19日、20日の段階では技術的トラブルという範囲の説明にならざるを得なかったということを考えますと、技術課側から市民に向けて、特に今回の場合でいえば厚生施設の臨時休業ということに伴ったわけですから、ここが一つの基準になるのではないかなと。収集業務にも影響がない、厚生施設の休業に至らなかったとしても、例えば職員の皆さんにけが人が出たとか、何らかの社会的な影響があるトラブルで新聞等で報道されたとか、そういうことがあったのであれば、当然こういう理由でこういうことが起こってこういう対応をしたということは市民に報告すべきだと思いますし、利用者に対する影響があったという点では技術課側から、その段階で行える趣旨説明、情報提供というのはあってよかったのではないかなと。ここが一つの基準になるのではないかなと私は思いますが、それは検討していただけないでしょうかということで、2点お願いいたします。

○技術課長（佐藤元昭） すみません、図面のほうの説明はしておりませんでしたので、御説明をしたいと思います。

まず、図面のほうをごらんいただけますでしょうか。今回とまりましたのが消石灰の攪拌機ということで、どういうものなのかというところで図面を掲示してありまして、ピンク色で塗り潰してあると思いますけれども、消石灰貯留塔、ここにかかわる一番下のピンクで塗り潰しているところ、消石灰定量供給装置、それにかかわる攪拌機というのが、その文字の上に、四角い長方形の箱のところはピンクで塗り潰してあります。そこにあるものが停止してしまったということでございます。また、議員がおっしゃるとおり、これがとまってしまったら何でほかのもとめなければいけないのかと。すみません、少し話が前後しますが、1号炉は停止中でしたので、特に停止作業が必要だということはありません。

この消石灰なんです、この図面を見るとおり、消石灰の貯留塔というのが1基しかありません。ということは、1号炉、2号炉、3号炉の共通部分でございます。共通部分である以上、どこか故障が生じてとまってしまった場合はとめざるを得なくなります。なぜとめなければいけないのかと申しますと、議員がおっしゃるように消石灰をバグフィルターの手前に吹き込んでございます。なぜ吹き込むかといいますと、消石灰を吹き込むことによって塩化水素を中和除去させる役目があります。それができなくなるとどうしても

塩化水素濃度が上がってくる。すると排出・排除基準が保てなくなる、除去できなくなるということで、とめざるを得ないということでとめてございます。

続きまして、次の図面をごらんください。

これは消石灰の貯留塔と同じフロアの3階で、すぐそばにあるんですが、現場の制御盤でございます。こちらは3枚扉になっているのですが、3枚扉を全部あけた状態での図面になっております。その中の左側、ピンクで塗り潰してあります「INV10」というのが右の一覧に出ています上から2番目、「142、消石灰かくはん機」となっております。それがアラームが出ていて「OC1」、過電流で異常値を示していたということで、このインバータを交換いたしております。

本来、こういうことのないように定期点検整備補修を行いまして、こういう不意の事故がないように対応しているところでございますが、やはり限られた予算の中で優先順位を決めていくということになると、インバータに関しましてはちょっと後手後手に回ってしまったと。ただ、予備品は備えていたということで対応したというところでございます。

今後こういうことが起こった場合の技術課としての対応ですが、その辺はまた関係課のほうとも協議して、今後の対応を決めていきたいと考えております。

○3番（村山順次郎） もう終わりますけれども、御説明を聞けばそういう故障だったんだということで私は安心できるんですけども、特に7月19日の段階で、私が最初に市民の方から「とまっているみたいよ」という話を聞いたときには、何が起きているのだろうという、かなり不安を感じたこともまた事実でありますし、同じように不安を感じていた市民がいたことも想像できると思いますので、安全ということと安心ということには少し違いがあるという話はよく言われるところですが、安全に運転をするということは大前提でしっかりやっていただきたいとともに、安全なんですよということを周知していくという、安心をつくる作業というののも同時に見ていただきたいということはお願いをしたいと思います。

それで、一応要望として、これは聞いていただければ結構なんですけど、議員の立場からいたしますと、クリーンポートが予想していない事態が生じて緊急停止をしましたということは、やはり議会がある組織ですので、適切な情報提供があっべきだったのではないかなと思います。なかなか同じ場所に、例えば市役所のような場所に席がある議会ではございませんので、そのやり方というのは難しさがあるとは思いますが、さまざま、多種多様なイレギュラーな事態というのがいろんなことで起こると思いますが、議会に対

する情報提供のあり方というのいろいろな基準を設けていただく必要があると思いますが、適切にしていただきたいと思います。議会に来て初めてこういうトラブルがあったのかと知るといことも今回の場合あり得たと思いますので、もしかしたらそういう方もいらしたかもしれませんが、それはぜひ検討していただきたいと思います。

また、ちょっと資料を求めましたが、原因究明や再発防止についての担当課の考え方がわかるような資料をとという要望をしたつもりでございましたが、結果的にはこういう資料をいただきました。こういうことが起こった際には議会に提供いただける資料のあり方についても、今後やりとりをしていきたいなと思いますので、御対応方お願いをしたいと思います。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○2番（関根光浩） 私のほうからは、厚生施設の利用に関しまして2点ほど、市民の方からの要望等もありましたので、見解を伺いたいと思います。

まず、テニスコートなんですけど、以前の柳泉園の議事録にも何かそんな話が出たことがあるというのを確認はさせていただいたんですが、利用の制限といいますか、中学生以上の利用ということになっていまして、小学生が利用できないということになっているということで、小学生まで利用の拡大をできないでしょうかという市民からの声をいただきました。時代背景としても5年後には東京オリンピックが開催されるということや、また、日本人のテニス選手でも世界的に活躍する選手が出てきておるという関係で、テニスをされる方がふえているということもありまして、ジュニアの世代でも利用することが、何とかできないかと、そういうお話を伺っておりますので、その辺の見解と、あともう1点がプールのほうなんですけど、こちらに関しては慢性の小児の疾患があるということで、身長が低い方がいらっやいまして、歩行用のプールに関しては140センチ以上の方の利用ということになっていまして、水深が1.1メートルということですので。ただ、その方は、お医者さんのほうからは、プールの歩行をするのが訓練として、リハビリとしてすごくいいということもお伺いをして、何とか利用できないかということでお話をお伺いしていただきましたので、その辺も含めてその2点について御見解をお伺いしたいと思います。

○施設管理課長（千葉善一） それでは、1点目のテニスコートの関係でございます。

テニスにつきましては、手軽でルールも簡単なために、最近では子供から御高齢の方まで幅広い年齢層の方々が楽しめる生涯スポーツとして、身近なスポーツとなってきております。プレー中のトラブルといたしましては、例えば隣のコートから突然ボールが飛んで

きてしまったとか、突然コートの中に人が入ってしまう、そのような形で一旦プレーが中断してしまう事例もございますので、ある程度、最低限度のマナー、ルールを知っていないとなかなか難しいのではないかと考えております。テニスコートにつきましては昭和48年に設置しておりますが、一般的には中学生からのソフトテニス、軟式テニス、あと高校からの硬式テニスとしてプレーされる方が多く見受けられる中で、条例といたしまして使用対象者につきましては「中学生以上」となっております。組合のホームページでも使用につきましては「中学生以上」と掲載しておりますけれども、関係市のホームページを見せていただきますと、年齢制限まではなかなか掲載しておりませんので、いろいろと小学生の利用につきまして関係市の状況を確認させていただく中で、必要に応じて条例の改正も含めて検討したいと考えております。

また、2点目の歩行用のプールでございます。柳泉園組合のプールでは一般用のプール、そして幼児用のプール、歩行用のプール3つございます。特に歩行用のプールでございますが、流速装置がついてございます。流れに反して歩くといった形である程度体に負荷がかかってしまう。そのためにある程度の身長を制限を設けさせていただいております。

140センチということであれば、実際130センチぐらいの方ですと首ぎりぎりまでになってしまいます。ある程度身長の高い方でないと、流速装置がありますのでどうしても波が生じて、場合によっては誤って飲んでしまうということもございますので、ある程度の身長制限を設けさせていただいております。また、一般プールでも実際には歩くことが可能ですので、一般プールは波がなく歩行も可能でございますので、どちらかの施設を利用していただくことも可能でございます。先ほど関根議員から説明がありましたように、個別なケースもございますので、ある程度対応ができれば個別に対応したいと考えているところでございます。

○2番（関根光浩） 御答弁ありがとうございます。

テニスコートに関しましては、条例でそういうふうになっているということで、条例の改正もしていかなければいけないということになると、議会の中での議決も必要になってくるのかなと思いますので、早急にということは少し難しいのかなということもありますが、実際にボールが他のコートに飛んでいってしまうとか、そのようなことに関しても、要望してくださった方がちょうどテニス連盟の方だったので、可動式のフェンス的なものでそういうことも可能ではないかとかということもおっしゃっていました。また、マナーに関しましては、子供、大人関係なくマナーの問題というものもあるかと思いますので、そ

のような面の徹底も含めて、また小学生からの利用に関しては、保護者同伴ということも考えながら、そのような条例の改正についてもちょっと前向きに進めていただければと要望しておきたいと思います。

あと、プールに関しては、安全面も考えればもちろん身長制限ということが当然必要になってくるのかなど、特に歩行で流速に逆らって歩くということであればと思っておりますが、またこの厚生施設に関しましては、高齢者とか障害者にも資する、そのような施設ということで利用されている方も多くいらっしゃると思いますので、医師からのそのような効果というものも考えて、個別の対応もできたらしていければということもおっしゃっていましたので、柔軟に考えられる部分は考えていただければとも思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、要望としておきます。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○6番（桐山ひとみ） トラブルの件なんですけれども、村山議員からかなり御質問があって御説明がありましたので、内容は理解をさせていただきました。

この件に関しては1点なんですけど、定期点検整備補修がこれまで15年経過をする中で、竣工時から経年劣化等ある中で、定期点検等の中で交換をしてこなかったということで、費用の面もあってなかなかこちらのほうはという御答弁があったと思いますけれども、そのほかに、いわゆる竣工からこれまでまだ交換が未実施で来ているもの、装置ですとかそのようなものがあるのであれば、お教えいただきたいなと思います。

それからもう1点、情報提供の件なんですけれども、村山議員からも御指摘があったと思いますけれども、私どもも構成市で成っている組合議会の中で、このようなことは、ささいなことではないと思うのです。やはり2日間臨時休業をしたりですとか、炉もとまっているということですので、このようなことについて各構成市への情報提供というのはいつごろ、この件がわかった段階でされたのか、それとも様子をしばらく見てからされていたのか、そのあたりについてはどうだったのかということについてもあわせて教えていただきたいと思います。

それから、契約の関係なんですけれども、今回、随意契約もかなりありますが、契約理由についてはかなり述べていただいているので内容についてはわかるんですけれども、7ページなんですけれども、今回、クリーンポート汚水処理設備定期点検整備補修のところ、この件については「予定価格を事前公表し、郵便による入札を実施した。」とありま

す。そのほかについては今回そういう予定価格を事前に公表されていないのかなと思うのですけれども、そのあたりの基準などが、どういう経過でこの入札方法を、取り決めを行っているのかということについて教えていただきたいと思います。

○技術課長（佐藤元昭） 今までに行っていない補修なんですけど、今年度から始まるDCSの交換がそれに当たります。また、細かいものになると全ては把握していませんが、今回停止しましたインバータ関係で表にもあるように幾つか出てきてございます。その中で交換していないものがあります。それも含めて10月に交換する予定でしたが、申しわけないんですが、修繕する前にこのようになってしまったということで、やはり電気関係部品、おおよそ家庭用のものも含めまして10年と言われている中で15年もたせてきたということもございしますが、なるべく早目の予防措置をとって、こういうことのないようにしていきたいと考えております。

あと、今回のトラブルにつきましての関係市への情報提供ですが、先ほども申し上げたとおり、受け入れに関しては一切問題なく受け入れられることができた関係上、関係市の清掃担当のほうには連絡はしてございませんでした。

○総務課長（新井謙二） それでは、行政報告資料の7ページの契約関係についてでございます。

本契約におきましては、郵便による入札を実施しております。この理由につきましては、契約事務改善の一つの方法といたしまして、入札及び契約手続きの一層の透明性の向上を図るために「柳泉園組合競争入札予定価格事前公表試行要領」というものが策定されました。この試行要領に基づいて実施しているものでございます。過去の入札結果を踏まえまして、予定価格が250万円以上で施設の定期点検整備補修の特殊な事業を除いた案件について、平成19年度から実施しておるものでございます。今回につきましては、クリーンポートの汚水処理設備の定期点検整備補修を実施しましたが、今年度におきましてはもう1件実施することを予定しております。そちらにつきましては、リサイクルセンターのコンベヤ交換補修を今年度11月か12月ごろ実施する予定でございます。

○6番（桐山ひとみ） ありがとうございます。

トラブルの件なんですけれども、今回のトラブルが起こって、その他、竣工時からまだ交換が未実施だということも何か所かあるということがわかりました。DCSは本年から改修が始まりますけれども、その他の部品は毎回定期点検をされているではないですか。そのような定期点検をやはりもう一度していただく中で、このようなトラブルがないよう

にぜひ再発防止に努めていただきたいとお願いをしておきたいと思います。

それから、やはり情報提供なんですけれども、今回は受け入れの点、ごみの搬入には特段問題がないということで連絡をされないということだったと思うのですけれども、やはり各構成市から成り立っておりますので、ぜひともささいなこのような問題でも情報提供をぜひお願いしておきたいというふうにお願いをいたします。

それから、その場で議論するというのではなくて、やはり我々、議会のほうでも代表者会議が、この議会の1週間前にありましたので、そのようなところでもこのようなことがあったということの御報告なり、あればいいのかなと感じておりますので、そのあたりもぜひ丁寧をお願いをしておきたいと思います。契約関係についてはわかりました。

○議長（渋谷けいし） ほかに。

○5番（藤岡智明） 1点だけ、トラブルについて伺います。

これは富士電機の業者さん呼んで対応したということがあると思うのですが、さっきの説明ですと21日が休日だったということもあって、実際にこのトラブルが発生したのが19日の夜で、次の日にその対応を柳泉園内でやったということですか。それで、21日に業者さんが来てということになるんですか。その辺をちょっと確認をさせてください。ということは、つまり柳泉園というのは昼夜運転をやっているわけですから、そういうことに対して業者との関係、その辺では即対応できるような体制は当然とてあると思いますが、その辺についての関係を聞きたいということです。

○技術課長（佐藤元昭） ただいまの御質問ですが、19日に起きまして、その起きたときに整備係長のほうに連絡が来て、整備係長も関係する業者にそれぞれ電話しております。ただ、日曜日であったため、住重環境エンジニアリングと富士電機に関しましては連絡がとれずに、翌日向こうから着信履歴を見て連絡があったということでございます。そこで、こういうことがあるので対応できないかということで、翌日の21日に対応していただいたところでございます。それで、なかなか保守点検委託ということまでは行っていませんので、通常こういうトラブルが起きた場合、金額にもよるんですが契約を、場合によっては入札をして、業者を決めなければなりません。今回のベアリングに関しましては、請書範囲50万円以内で済むということで、早急に住重環境エンジニアリングと契約をして直していただきました。また、インバータに関しましては予備品がありまして、ほかの工事で工期中でございましたので、富士電機のほうも無償で対応してくれたということでございます。

今回のトラブルに関しては以上です。

○5番（藤岡智明） 経過については確認させていただきました。

それで、私は、業者との連絡等で、着信履歴を見て次の日になったということだったと思いますが、そうした問題についても即対応できるようなそういう仕組み、体制を常時とっていただくことが大事なのではないかなと思っております。連絡して連絡がとれなかったという状況ではなくて、こういう事態というのは予測できないわけですから、いつ起こるかわからないということもあるわけですから、そういうことに関しては十分な対応をとる必要があるのではないかとということを指摘しておきたいと思います。

それとあわせて、何人からか出ておりましたが、情報提供につきましても、関係市も含めて柳泉園組合の議員と、それから関係市にはきちんと速やかな連絡、情報提供はしていただくように要望をしておきます。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○8番（小西みか） では、幾つか質問をさせていただきます。

先ほども何人かの方から御質問がありましたトラブルの関係の連絡についてですけれども、構成市のほうには連絡はされていないということで、理由は特にそうした長引くトラブルということではなかったという御判断だったと御答弁からは思いましたけれども、ただ厚生施設を使えないという状況をもう少し広く周知するという意味では、例えば構成市に連絡をして、そのホームページなりにそういう掲載をしていただくという、そうした方法も考えられるのではないかと思いますので、速やかな連絡をお願いしたいということに加えて、市民の方への周知の方法の一つとしてそういうことも今後、御検討いただきたいと思います。これは要望にさせていただきます。

質問は、契約についてなのですけれども、今回、前年度の契約ということで、参考ということで御記入いただきまして、ただ、例えば4ページですけれども、前年度の契約は440万円で、今回の予定価格は680万円、契約金額は680万円ということになっていますけれども、ここに書いていただいているまさに前年度契約という内容が、今回の契約内容とどういふふうには、全く同じものということではないのでこういう金額が違うといふふうになっていると思いますが、参考にするに当たってはそのあたりのこともわからないと比較のしようもないのかなと思っておりますので、その辺について御説明をいただきたいと思います。それについては先ほど、ほかの議員の方からも御質問がありましたけれども、7ページのクリーンポート汚水処理設備の補修についても金額が大分異なっており

ますので、その内容の違いについて御説明をお願いしたいと思います。ですので、4ページと7ページの契約についてお願いできればと思います。

○資源推進課長（宮寺克己） お答えいたします。

本年度のし尿処理施設定期点検整備補修でございますけれども、工事内容といたしましてここに書いておりますが、脱水機の点検整備補修、それから破砕機の点検整備補修、その他工事に伴う必要な事項ということで施工しております。昨年は442万8,000円だったのですが、昨年につきましては脱水機のみ定期点検整備補修を、その他の事項もございまして、破砕機の整備は昨年行っておりませんので、そのようなことで金額の差が生じているものでございます。

○技術課長（佐藤元昭） それでは、クリーンポート汚水処理設備定期点検整備補修の金額の差について御報告いたします。

これは、ほぼ毎年出てくるような件名でございますが、修理内容は年によって違います。ですので、金額もかなり違う場合がございます。特に今回、御質問された補修に関しましては、前年度が約150万円のものが、今年度は予定価格として810万円を予定していました。その違いは何かと申しますと、遠心脱水機の交換が入っております。これは工事内容の主な内容の一番最初に出てくるものなんです、これが契約の内訳といたしまして360万円という金額でございます。ですので、やはり件名は毎年同じようなものが出てきますが、工事内容に関しましては毎年違って来る。ですので、契約金額も毎年変わってくるというものでございます。

○8番（小西みか） ありがとうございます。

どこまで書いていただくかというのがとても難しい問題ではあると思うのですが、少し違いがわかるような形で次回からは書いていただけますととてもわかりやすいかなと思いますので、これは要望させていただきたいと思います。

それと、逆に、今回、前年度契約というのを載せていただかなかった部分については、例えば3ページ、5ページにもありますけれども、これについては今回初めての契約というか、前年度はなかったということだと思いますけれども、それでいいのか。あと、もし前年度なかったといたしましても、過去に例えば何年置きとかでこの補修をやっているということがあれば、前回の契約というんでしょうか、そうしたことで参考の金額として載せていただくということは御検討いただけないかについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

○資源推進課長（宮寺克己） では、3ページのリサイクルセンターびん系列補修でございます。

こちらにつきましては、本年度の内容としましてはここに記載のとおりなんです、昨年度は該当する補修——行政報告が250万円以上ですので、それに該当するものはないのですが、例えば昨年度ですと187万円ほどかかっております。制御盤の端子台のユニット交換、コンベヤチェーンの交換等を行っております。比較的大きな金額ですと、平成24年度にびん系列の制御盤のシーケンサや、インバータ等の部品交換を行っております、こちらがおよそ1,300万円ほどかかって実施している経過がございます。今回につきましては前年度契約ということでこちらに書いてございませませんが、それ以外の年や、もう少し金額が下がったところでは必要に応じて施工しているところでございます。

○8番（小西みか） ありがとうございます。

今の御説明ですと、補修と一概にくくりにはできないというか、同じような内容ということでもないということで、多分今回の補修の内容とは異なるものしかこれまではなかったということで、載せても比較にならないので載せていただけないということかと思われましたので、先ほど24年度にということも御説明ありましたけれども、もし割と同じような定期的なということであれば、載せていただくということでの情報提供をお願いできればと思います。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○4番（後藤ゆう子） 先ほど桐山議員が御質問されていて、ちょっと私が聞き漏らしているのかもしれないんですが、指名競争入札の件で6ページ、7ページ、8ページの3件が指名競争入札で、7ページの件は郵便による入札を実施したということで、これは透明性を図るために郵便による入札を実施という答弁は聞き取れたんですけども、6ページと8ページのは郵便による入札を行わなかったということだと思っております、予定価格を事前に公表して郵便による入札をするものとししないものの違いがあれば、どういう基準でそういう事前公表をし、郵便による入札をするのか、違いがあれば教えてください。

○総務課長（新井謙二） それでは、郵便入札の件でございます。

先ほども御答弁させていただきましたが、250万円以上で施設の定期点検整備補修の特殊な場合を除いたものでございます。といいますのは、例えば污水处理施設の定期点検整備におきましては、クリーンポートの污水处理施設自体は特殊な施設ではございませんので、そのような関係で、これについては一般的な工事として捉えて郵便入札をしております。

ます。

また、今年度、もう1件予定しておりますリサイクルセンターのコンベヤベルトにつきましても、このコンベヤベルトにつきましてはゴムのベルトで、一般的なゴムベルトでございますので、そんな形で一般的な工事につきましては、できる限り透明性を図るために予定価格を事前公表するというところで行っております。

○4番（後藤ゆう子） どうもありがとうございました。よくわかりました。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、以上をもちまして行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（渋谷けいし） 「日程第5、報告第1号、平成26年度柳泉園組合繰越明許費繰越計算書について」について説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 報告第1号、平成26年度柳泉園組合繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

本報告は、平成26年度事業、クリーンポート外壁等防水補修において、当該年度内に事業を終了することが困難となり、本事業費438万9,000円について本年度に繰り越し、使用できるよう繰越明許費の扱いとし、別紙「平成26年度柳泉園組合繰越明許費繰越計算書」のとおり本年度に繰り越しましたので、御報告申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 以上で報告が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 記憶に頼ってお聞きするんですが、これは昨年度に補正が出て認められて、緊急に工事が必要だと言ったんだけど、昨年度中に工事ができなくて繰り越したということだと思うのですが、工事はもう完了しているという理解でいいんでしょうか。

○施設管理課長（千葉善一） 今回のこちらの補修につきましては、4月4日に入札を行っております。そして、6月9日に完了、6月22日に工事の検査を行い、支払い済みとなっている案件でございます。

○議長（渋谷けいし） よろしいですか。

○3番（村山順次郎） はい。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、以上をもちまして、報告第1号、平成26年度柳泉園組合繰越明許費繰越計算書についての質疑を終結いたします。

○議長（渋谷けいし） 「日程第6、平成27年度柳泉園組合行政視察の実施について」を議題といたします。

本件については事務局より説明をいたします。

○総務課長（新井謙二） それでは、行政視察について御説明申し上げます。

「平成27年度柳泉園組合行政視察（案）について」と題した書類をごらん願います。

本年度の行政視察は、10月21日（水曜日）を予定しております。

まず、1の視察目的でございますが、当組合の不燃・粗大ごみ処理施設は竣工後40年経過しており、施設は老朽化が進んでいる状況であるため、更新に向け、施設の規模や時期など協議・検討していく段階に来ていることから、最新の施設を視察することによりまして、今後の事務事業を遂行するための資料とするものでございます。

次に、2の視察先につきまして、まず1カ所目は、千葉県船橋市にある公設民営の船橋市西浦資源リサイクル施設で、平成25年3月に竣工した1日63トンまでの不燃及び粗大ごみを処理する施設でございます。

次の2番目でございますが、西浦資源リサイクル施設から10分ほどの距離でございますが、こちらにおきましては、市川市にある株式会社ハイパーサイクルシステムズで、冷蔵庫、テレビ、エアコンなどの廃家電のリサイクルを行っている工場でございます。

次に、3の実施日及び行程につきましては、10月21日（水曜日）、借り上げバスを使用した日帰りで、午前9時に柳泉園組合を出発し、午前11時から船橋市西浦資源リサイクル施設を40分ほど視察していただきまして、昼食休憩後、午後1時半から株式会社ハイパーサイクルシステムズを2時間ほど視察いたしまして、午後3時30分過ぎに視察先を出発し、午後5時30分ごろには柳泉園組合に帰着する予定でございます。

最後、4の参加人数につきましては、記載のとおり22名を予定しております。

なお、2枚目以降に参考資料といたしまして、船橋市西浦資源リサイクル施設及び株式会社ハイパーサイクルシステムズのそれぞれの概要などを添付しておりますので、御参照

いただければと思います。

説明につきましては以上でございます。

○議長（渋谷けいし） 説明が終わりました。

これより行政視察に対する質疑をお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 質疑なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。平成27年度柳泉園組合行政視察につきましては、ただいまの報告のとおり実施したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。

それでは、以上のとおり決しました。皆様御参加のほど、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。

以上をもちまして平成27年第3回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午前11時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 渋谷 けいし

議 員 鈴木 たかし

議 員 小西 みか